

(意見書案第 13 号)

全ての小規模グループホーム等へスプリンクラー設置の助成を行うよう求める意見書

札幌市北区で 3 月 13 日未明発生した認知症グループホームの火災による痛ましい死亡事故は、多くの国民に衝撃を与えた。防火設備の立ちおくれ、1 人夜勤を放置してきた職員の配置基準などに原因がある。こうした惨事は断じて繰り返してはならない。

現在、スプリンクラーの設置義務は、面積が 275 平方メートル以上となっており、それ未満の施設には設置の義務はない。また、火災通報装置などの設置義務があるにもかかわらず「経過措置」の名のもとに後回しにされている現状もある。これは、もっとも急いで対応するべき人間の安全対策が軽視、後回しにされた結果である。

よって、政府においては、小規模グループホーム等の更なる防火体制を確立するため、275 平方メートル未満の施設に対しても、スプリンクラー設置の助成を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 18 日

釧路市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣 } 宛